

札幌市動物園 動物福祉規程 比較表

JAZA 動物福祉規程	札幌市円山動物園動物福祉規程（案）	札幌市動物園条例	備考
<p>（目的）</p> <p>第1条 この規程は、(公社)日本動物園水族館協会（以下「協会」という）に加盟する会員が行う活動のうち動物福祉に関して必要な事項を定め、動物福祉を適正な水準で推進することを目的とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この規程は、札幌市動物園条例（以下、「条例」という。）第8条第2項に基づき円山動物園が遵守すべき動物福祉に関する必要事項を定め、良好な動物福祉を確保することを目的とする。</p>		目的
<p>（動物福祉の定義）</p> <p>第2条 動物福祉とは、世界動物園水族館協会が定める定義に準拠し、飼育および展示における個々の動物の身体的および心理的状态のことをいう。</p>		<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(4) 動物福祉 動物が置かれた環境に起因する動物の身体的状態及び心理的状态をいう。</p>	動物福祉については、市条例で定義。その他、定義が必要な語句はなし。
<p>（動物福祉の向上にむけた責務）</p> <p>第3条 会員および園館職員は、この規定を誠実に履行し、順守する義務および動物園および水族館で飼育管理する動物の動物福祉の向上に取り組む責務を負う。</p> <p>2 会員および園館職員は、動物の飼育管理にあたり、栄養、環境、健康、行動、精神状態の5つの領域に関して科学的根拠に基づいて自ら定期的に動物福祉を評価し、別に定める動物福祉基準に基づいた動物の飼育管理および施設運営を行わなければならない。</p> <p>3 会員および園館職員は、動物福祉の向上を図るための研修会および講習会に定期的に参加するほか、知識の向上等をはからなければならない。</p>	<p>（動物福祉の向上にむけた責務）</p> <p>第2条 動物の飼育管理にあたり、栄養、環境、健康、行動、精神状態の5つの領域に関して動物福祉基準を整備し、本基準に基づき動物の飼育管理および施設運営を行わなければならない。</p> <p>2 職員は、動物福祉の向上を図るための研修会および講習会に定期的に参加するほか、知識の向上等をはからなければならない。</p>	<p>（円山動物園における良好な動物福祉の確保）</p> <p>第12条第5項 円山動物園の業務について管理又は監督の地位にある職員は、飼育動物の飼育、診療等に関する業務において、良好な動物福祉の確保が図られるよう、組織管理体制の整備に特に意を用いなければならない。また、円山動物園の飼育動物の飼育、診療等に関する業務を行う職員は、当該業務が飼育動物の生命、健康状態等を左右する重大な業務であることを自覚し、当該業務の遂行に当たっては、良好な動物福祉の確保が図られるよう、特に意を用いなければならない。</p>	基準の整備を規程
<p>（動物福祉の評価）</p> <p>第4条 会員は、動物福祉の適正な水準の実現にむけ、協会が実施する動物福祉の評価を定期的に受け、その指導および勧告等を行う義務と責任を負う。</p> <p>2 前項に規定する評価を行うにあたっては、前条の趣旨に即し別に定める要領に基づき、会員の中から選任された評価員をもって行うものとする。</p> <p>3 第1項の規定による評価の結果は、会員に報告するものとする。</p>	<p>（動物福祉の自己評価）</p> <p>第3条 園長は、条例第12条第1項に基づく市民動物園会議の評価を受けるため、動物福祉評価委員会を組織し、飼育動物における動物福祉の自己評価を実施しなければならない。</p> <p>2 動物福祉評価委員会は、園長をリーダーとし円山動物園職員の中から選出することとする。</p> <p>3 動物福祉評価委員会の運営及び自己評価の方法等については、別に園長が定めることとする。</p>	<p>（円山動物園における良好な動物福祉の確保）</p> <p>第12条 市は、円山動物園において飼育動物の良好な動物福祉が確保されているかどうかについて、定期的に市民動物園会議の評価を受けなければならない。</p> <p>2 市は、前項の評価の結果を円山動物園の業務運営の改善に適切に反映させるとともに、当該評価の結果の反映状況を公表しなければならない。</p>	円山動物園動物福祉自己評価実施要領（仮）

JAZA 動物福祉規程	札幌市円山動物園動物福祉規程（案）	札幌市動物園条例	備考
<p>（教育活動）</p> <p>第5条 動物を用いた教育活動は、動物福祉の向上を常に考慮して実施し、次の各号に適合し、生物多様性や野生生物の保全に寄与する内容とする。</p> <p>(1) 動物とのふれあい等に際しては、人と動物双方に対し、有害となる方法での活動を行わないこと。</p> <p>(2) 教育機関や研究機関との連携を図り、教育活動を通じて広く正しい知識の普及に寄与するものであること。</p> <p>(3) 動物に係わる情報発信に関しては動物の自然な行動に焦点を当て、動物の健康を害する危険性がある行動、過度な擬人化は行わないこと。</p> <p>（野生生物保全における動物福祉）</p> <p>第6条 保全活動の推進にあたっては、野生個体群においてはその種と環境に与える影響を最小限とし、飼育下個体群においては動物福祉の向上を常に考慮しなければならない。</p>	<p>（教育（ふれあい）・調査研究）</p> <p>第4条 利用者が直接接触する機会（ふれあい）を提供する対象種が家畜及び愛がん動物種であっても、提供にあたっては、良好な動物福祉を確保するとともに、あらかじめその実施内容について市民動物園会議の承認を得なければならない。</p> <p>2 前項の承認については、別紙様式1により審議を依頼するものとする。</p> <p>3 調査研究において、野外での野生動物を対象とする場合は対象種と環境に与える影響を最小限とし、また、飼育下の野生動物を対象とする場合で、かつ、動物福祉に影響する可能性がある場合は、事前に実施内容について内部で評価しなければならない。</p>	<p>（動物の展示及び教育活動における原則）</p> <p>第14条 円山動物園において動物の展示及び教育活動を行うに当たっては、野生動物に関する情報を正確に伝え、その尊厳を尊重するものとし、次に掲げる事項を行ってはならない。ただし、第1号に掲げる事項について、生物多様性の保全に寄与する教育的効果があり、かつ、良好な動物福祉を確保しているものと市民動物園会議が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 利用者に野生動物に直接接触する機会を提供すること。</p> <p>(2) 動物に人を模した姿、格好又は行動をさせようとする事。</p> <p>(3) 動物の本来の生態とは異なることを、人の姿、格好又は行動に当てはめて表示すること。</p>	<p>〔第3項〕</p> <p>調査研究においては、事前の外部評価は難しいため、内部評価とする。（現在の決裁と実質、変わらないため、決裁を簡略化したい）</p>
<p>（関連法令の遵守等）</p> <p>第7条 動物の収集・輸送・飼育・研究・展示にあたっては、国内外の関係法令を正しく認識し、その遵守に努め、動物福祉基準に基づいたものとする。</p> <p>2 動物の飼育および展示にあたっては、特に「動物の愛護および管理に関する法律」（昭和48年法律105号）および「展示動物の飼養および保管に関する基準」（平成25年告示第83号）を正しく認識し、その遵守に努めること。</p> <p>3 生物多様性委員会の定めるJAZAコレクションプラン（JCP）の方針、ならびに適正施設ガイドラインに基づいたものとする事。</p> <p>4 関連法規以外の関連団体などの動向や指針などの情報収集に努めること。</p>	<p>（関連法令の遵守等）</p> <p>第5条 動物の収集・輸送・飼育・研究・展示にあたっては、国内外の関係法令を正しく認識し、その遵守に努め、動物福祉基準に基づいたものとする。</p> <p>2 動物の飼育および展示にあたっては、特に「動物の愛護および管理に関する法律」（昭和48年法律105号）および「展示動物の飼養および保管に関する基準」（平成25年告示第83号）を正しく認識し、その遵守に努めること。</p> <p>3 関連法規以外の関連団体などの動向や指針などの情報収集に努めること。</p>		

JAZA 動物福祉規程	札幌市円山動物園動物福祉規程（案）	札幌市動物園条例	備考
	<p>(安楽死処置)</p> <p>第6条 飼育動物を安楽死処置とするかについては、以下の条件のいずれかに該当した場合に検討することとする。</p> <p>(1) 対象傷病動物が致死性の疾病に罹患しており、治療をしても、回復の見込みがないと二人以上の獣医師が判断した場合。</p> <p>(2) 対象傷病動物の生活の質が大きく低下し、回復の見込みがないと二人以上の飼育担当者が判断した場合。</p> <p>(3) 対象傷病動物が苦痛を伴っている、または、症状の進行により苦痛を伴うことが予測され、回復する見込みがないと二人以上の飼育担当者が判断した場合。</p> <p>(4) 対象傷病動物の苦痛を緩和する方法を検討したうえで、安楽死処置以外に苦痛の緩和方法がないと二人以上の獣医師が判断した場合。</p> <p>(5) 人や他の動物に蔓延する可能性がある感染症が疑われ、感染拡大を防ぐ方法として、その動物を淘汰することが最も適切であると二人以上の獣医師が判断した場合。</p> <p>(6) 突発的な事故により、動物が回復不可能と予想される傷病を負い、著しく動物が苦痛を感じていると予想されると二人以上の獣医師が判断した場合。</p> <p>(7) 保護搬入された傷病野生動物において、野生復帰が困難であり、かつ当園で終生飼育することが困難であると飼育担当者、獣医師が判断した場合において、石狩振興局との協議により安楽死処置が妥当と判断された場合。</p> <p>2 前項(7)に該当する場合を除き、安楽死処置の実施にあたっては、事前に市民動物園会議の意見を聴くことし、実施後は市民動物園会議への実施報告及び一般への公表を必要とする。ただし、前項(5)または(6)に該当する場合は、市民動物園会議への意見聴取を省略できる。</p>		<p>安楽死処置の検討については、ガイドラインの検討を参照</p>

JAZA 動物福祉規程	札幌市円山動物園動物福祉規程（案）	札幌市動物園条例	備考
<p>（改善勧告等）</p> <p>第8条 第4条に定める動物福祉の評価の結果、第5条および第6条、並びにその他要綱で定める基準に適合しないことにより、飼育動物の動物福祉が著しく損なわれると認めるときは、定款の定めに基づいて、会員に対し、その事態を除去するために必要な限度において、動物の管理方法若しくは施設を変更すべきことを勧告し、会員資格の一部または全部を停止することができる。</p> <p>2 会員は、前項における指導および改善勧告を受けた場合、30日以内に改善計画を提出するものとする。</p>			規程しない
<p>（動物福祉委員会）</p> <p>第9条 この規程の目的を達成するため、動物福祉委員会を設置するものとし、その内容については要綱をもって別に定める。</p>		<p>（市民動物園会議）</p> <p>第23条第8項 特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、市民動物園会議に臨時委員を置くことができる。</p> <p>9 市民動物園会議に、必要に応じ、部会を置くことができる。</p>	
<p>（要綱および動物福祉基準）</p> <p>第10条 細目はこの規程に定めるもののほか、動物福祉評価実施要綱および動物福祉基準を別に定める。</p>			※第2条で基準の整備を、第3条で自己評価方法等について記載
<p>（改廃）</p> <p>第11条 この規程の改廃は、理事会において決し、総会の承認を得なければならない。</p>		<p>（円山動物園における良好な動物福祉の確保）</p> <p>第12条第3項 市は、円山動物園の動物福祉規程の制定又は改正に当たっては、あらかじめ、市民動物園会議の意見を聴くものとする。</p>	
	<p>附則</p> <p>1 本規程は、令和4年 月 日より施行する。</p> <p>2 本規程は、1年ごとに見直し、必要に応じて更新することとする。</p>	<p>（良好な動物福祉の確保）</p> <p>第8条第3項 動物園は、最新の科学的知見及び専門的な助言に基づき、動物福祉規程について、定期的に見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。</p>	定期的な見直しの期間を1年ごとと具体的に記載